

円滑な移行措置に関する論点 (改訂版)

1 現行3資格保有者に係る経過措置について（改正法附則第3条関係）

（消費者安全法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に ⁽¹⁾ 第二条の規定による改正前の消費者安全法第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者 ⁽²⁾ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第二条の規定による改正後の消費者安全法第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験（次項において単に「試験」という。）に合格した者とみなす。

（1）消費生活相談・あっせんに準ずる事務に関する内閣府令

- ・消費生活相談・あっせんに準ずる事務としては、多様な人材を確保する観点から、
 - ① 消費者団体、事業者団体又は認証紛争解決事業者における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
 - ② 事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
 - ③ 国の行政機関又は独立行政法人等における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
 - ④ ①～③に掲げる事務と同等以上のものと内閣総理大臣が指定するものが考えられるのではないか。

（2）相談に適切に応じることができる者の基準に関する内閣府令

- ・現行3資格のいずれかを有し、かつ、消費生活相談・あっせん又はこれに準ずる事務に一定期間従事した経験を有する者とすべきではないか。
- ・「一定期間」としては、通算して1年以上とすることが考えられるのではないか。
- ・一定期間の実務経験を証明する書類は、現行3資格保有者自身が作成準備し、原則として実務経験を行った機関による承認を受けた上で、地方公共団体

に提出することとすべきではないか。実務経験を行った機関による承認を受けられない特別な事情がある場合には、例外的に、他の方法による実務経験の証明を許容すべきではないか。国は、一定期間の実務経験を証明する書類のフォーマット等を定めるべきではないか。

2 前項に規定する場合のほか、⁽¹⁾ 内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者 ⁽²⁾ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。) は、第二条の規定の施行後五年内に限り、試験に合格した者とみなす。

(1) 講習会を実施する者の指定に関する内閣府令

- ・内閣総理大臣の指定する者として、実務的な観点から、現行3資格の資格付与団体及び資格保有者団体等を指定し、各団体がそれぞれの資格保有者に対して講習を実施するのがよいのではないか。
- ・講習会の具体的な内容については、一定期間の実務経験により得られる知識及び技術を考慮し、講習会で実施すべき事項に関し科目や講習時間の目安を定め、内閣総理大臣の指定する者が、これに基づき講習会を実施することが考えられるのではないか。
- ・講習会の実施に当たっては、受講者に過剰な時間的・費用的な負担が生じないように、現行3資格の付与団体が実施している更新講習も活用すべきではないか。
- ・講習会を実施する者は、講習の修了者に対して、講習修了証を交付するのが適当ではないか。

(2) 相談に適切に応じることができる者の基準に関する内閣府令

- ・現行3資格のいずれかを有する者とすべきではないか。

2 消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者について（改正法第10条の3第1項）

（消費生活相談員の要件等）

第十条の三 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録

を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない。

- ・国は、都道府県知事又は市町村長が、消費生活相談員資格試験合格者と「同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者」に該当するかを判断する際に、参考となるようなメルクマールをガイドライン等で定めるべきではないか。
- ・上記のメルクマールについて、現行の3資格保有者は、消費生活相談員資格試験合格者と「同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者」としての必要条件を満たすといえ、さらに、当該者の特性・資質について、都道府県知事又は市町村長が判断すべきではないか。
- ・消費生活相談員資格試験合格者と「同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者」のメルクマールとして、現行の3資格保有者以外に、地方自治体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務等に従事している等おり、その実績に鑑み、専門的な知識及び技術を有することが能力が実証されているといえる者が考えられるのではないか。

3 消費生活相談員資格試験の一部免除措置

(1) 一部免除措置に関する基本的な考え方

- ・消費生活相談員資格試験の一部免除措置の内容及び対象者については、経過措置規定を含めた改正法の趣旨・目的を踏まえて決定する必要があるのではないか。

(2) 現職の消費生活相談員を対象とする免除措置

- ・新たな消費生活相談員試験の受験を促す観点から、試験を申し込む際に消費生活相談に従事している者については、現行3資格の保有の有無に関係なく、「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除することが考えられるのではないか。

※ 消費生活相談員資格試験において実施する科目（消費者安全法第10条の3第3項）

- 一 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

二 消費者行政に関する法令に関する科目

三 消費生活相談の実務に関する科目

四 その他内閣府令で定める科目

(「消費生活一般に関する科目」「消費者のための経済知識に関する科目」を想定)

(3) 現職の消費生活相談員以外の者を対象とする免除措置

- ・現行3資格のいずれかを有し、消費生活相談員資格試験を申し込む際に消費生活相談に従事していない者についても、改正法附則第3条第2項に規定する内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した場合には、「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除することが考えられるのではないか。

(4) 試験業務規程への記載

- ・一部免除措置を行う場合、登録試験機関は免除する内容を試験業務規程に定めるものとすべきではないか。

消費生活相談員資格試験の一部を免除する必要性及び許容性はあるか。

-(1) 現行3資格保有者を対象とする免除措置

- ・現行3資格保有者に対し、新たな消費生活相談員試験の受験を促す観点から、試験を一部免除することも考えられるのではないか。一部免除の対象者について、一定期間の実務経験を有することを条件とすべきか。

- ・新たな消費生活相談員試験のうち、現行3資格で確認されていない部分については、受験する必要があるのではないか。

- ・新たな消費生活相談員試験と現行3資格で重複する部分についても改めて受験する必要があるか。

- ・一部免除措置を行う場合、登録試験機関は免除する内容を試験業務規程に定めるものとすべきではないか。

-(2) 現行3資格保有者以外の者を対象とする免除措置

- ・現行3資格のいずれも保有していない場合であっても、一定の実務経験を有する現職の消費生活相談員については、新たな消費生活相談員試験の受験を促す観点から、例えば「消費生活相談員の実務に関する科目」を免除することが考え

~~られるか。~~

~~—※—消費生活相談員資格試験において実施する科目（消費者安全法第10条の3第3項）—~~

~~一—商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目~~

~~二—消費者行政に関する法令に関する科目~~

~~三—消費生活相談の実務に関する科目~~

~~四—その他内閣府令で定める科目~~

~~（「消費生活一般に関する科目」「消費者のための経済知識に関する科目」を想定）~~